

(案)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同行の規定により次のとおり公表します。

令和2年3月23日

下郷町長 星 學

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
下郷町全域

- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和2年3月16日

- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
60経営体（法人5経営体 個人55経営体）

- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない

- 5 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構に貸し付けることによるメリットを見極めつつ、地域や農業者にとって、より効果的な手法を検討・選択し、農地の利用促進を図っていく。

- 6 地域農業の将来の在り方
中心となる経営体と集落内の人々が連携して農作業を行っていく。
適切かつ持続的な農地利用を図っていくために、担い手農家や農業経営者をはじめ新規就農者にも農地の貸し借りを進めていく。
担い手に農地を集積、集約化し低コスト化に努めるとともに、新規就農を促進し地域の後継者として育成する。